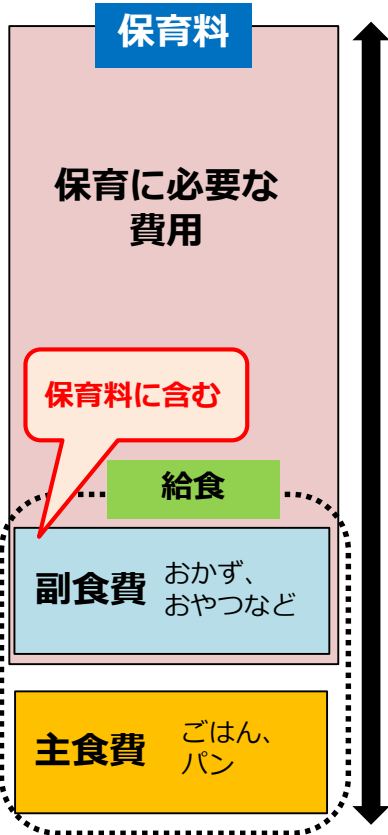


10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い 副食費の取扱いが変更になります

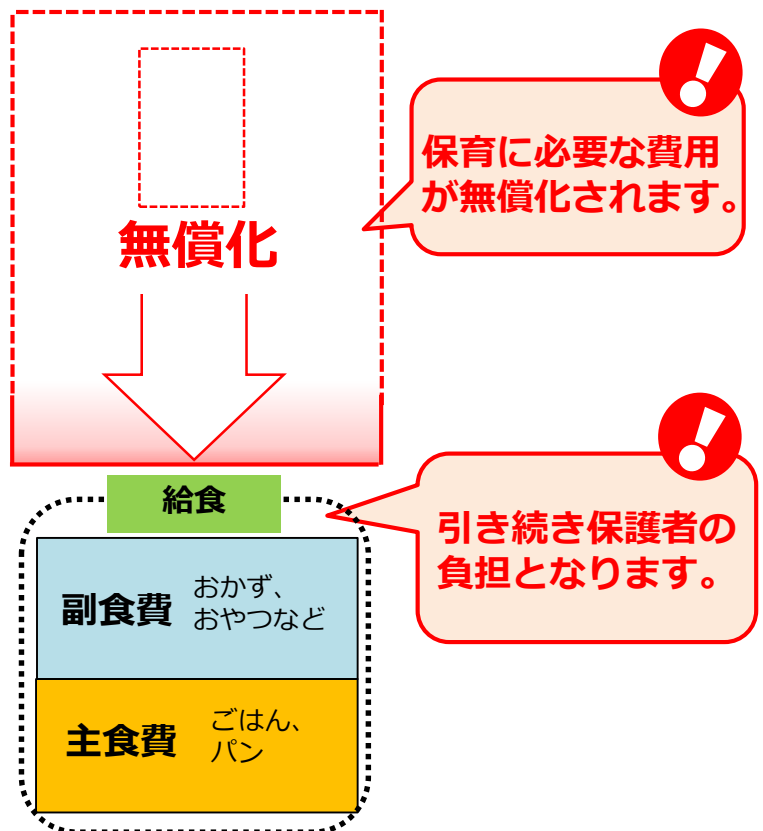
- 令和元年10月から、3歳児クラス～卒園までの**保育に必要な費用が無償化**されます。
- **給食（食材料費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様に必要な費用であるため、**無償化の対象外**になります。
- これまでは、給食のうち**副食費（おかず、おやつなど）**については、**保育料に含まれていました**。
- このため、10月からは**副食費を主食費と合わせて園に納めてください**。

給食の負担方法

～9月まで～

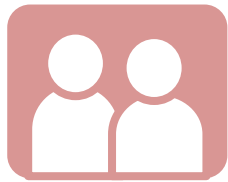


～無償化後（令和元年10月以降）～



(詳細は裏面をご覧ください。)

～9月まで～
保育園の場合



保護者

保育料

保育に必要な費用

副食費



主食費



市役所を經由



保育園

～9月まで～
認定こども園の場合



保護者

保育料

保育に必要な費用

副食費



主食費



認定こども園

～無償化後（令和元年10月以降）～



保護者

無償化

保育に必要な費用の
支払は不要になります。

給食

副食費



主食費

保育園・認定こども園

副食費は、入所児童の保護者が食材料費を一律に負担することから、原則、保育の利用日数による増減はありません。

給食の金額は、園ごとに
異なります。

主食費と副食費を合わせて
園に納めてください。

問い合わせ先： 下関市こども未来部幼児保育課

TEL: 083-231-1397・1929